

第 88 号議案

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定
について

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例を別紙のよ
うに定める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事の施行に関する技術上の
監督業務を行わせる工事並びに当該監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資
格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等

以上に修得した後，それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登
録講習の課程を修了した者

(6) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例要綱

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせる工事並びに当該監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資格を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 趣旨（第1条関係）

水道法（以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(2) 布設工事監督者を配置する工事（第2条関係）

布設工事監督者を配置する工事は、水道施設の新設又は次に掲げるその増設若しくは改造の工事とする。

ア 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

イ 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(3) 布設工事監督者の資格（第3条関係）

布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

ア 大学の土木工学科において衛生工学又は水道工学を修めた卒業生で水道技術の実務経験2年以上のもの

イ 大学の土木工学科卒業生（ア以外の者）で水道技術の実務経験3年以上のもの

ウ 短期大学又は高等専門学校で土木科卒業生で水道技術の実務経験5年以上のもの

エ 高等学校又は中等教育学校の土木科卒業生で水道技術の実務経験7年以上のもの

もの

オ ア又はイの卒業生で大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学を専攻したもの又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学の専攻を修了したもので次のもの

(ア) アの卒業生で水道技術の実務経験1年以上のもの

(イ) イの卒業生で水道技術の実務経験2年以上のもの

カ 外国の学校においてアからエまでの学科目を各学校において修得する程度と同等以上に修得した者でそれぞれアからエまでの水道技術の実務経験年数を有するもの

キ 技術士試験の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）で水道技術の実務経験1年以上のもの

ク アからキまでに該当しない者で水道工事の実務経験10年以上のもの

(4) 水道技術管理者の資格（第4条関係）

水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

ア 布設工事監督者に必要な資格を有する者

イ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の土木工学以外の工学、理学、農学、医学及び薬学の学科の卒業生で次のもの

(ア) 大学の卒業生で水道技術の実務経験4年以上のもの

(イ) 短期大学又は高等専門学校の卒業生で水道技術の実務経験6年以上のもの

(ウ) 高等学校又は中等教育学校の卒業生で水道技術の実務経験8年以上のもの

ウ 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の工学、理学、農学、医学及び薬学以外の学科の卒業生で次のもの

(ア) 大学の卒業生で水道技術の実務経験5年以上のもの

(イ) 短期大学又は高等専門学校の卒業生で水道技術の実務経験7年以上のもの

(ウ) 高等学校又は中等教育学校の卒業生で水道技術の実務経験9年以上のもの

エ 外国の学校においてイ又はウの学科目を各学校において修得する程度と同等以上に修得した者でそれぞれイ又はウの水道技術の実務経験年数を有するもの

オ 厚生労働大臣が認定する講習の課程を修了した者

カ アからオまでに該当しない者で水道技術の実務経験10年以上のもの

3 施行期日

公布の日

水道法抜粋

(用語の定義)

第3条 (第1項省略)

(第2項から第7項まで省略)

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建設物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

(第9項省略)

10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。

(第11項及び第12項省略)

(技術者による布設工事の監督)

第12条 水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

(第2項省略)

- 3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。